

様式第7号

受 理 書

鳥都第370号
令和5年4月11日

株式会社篠原建設
代表取締役 篠原 隆行 様

鳥栖市長 向門 慶人



次の区域における土の採取について、鳥栖市土採取条例第3条第1項の規定による届出書を次のとおり受理したので通知します。

- 1 採取場の区域 鳥栖市山浦町字古野2921番8外
- 2 受理番号 鳥都第14230号
- 3 受理年月日 令和5年3月29日

関係各課の意見を別紙により、取りまとめておりますので、必要な調整等をお願いします。

土採取届出に関する意見書

土地の所在	土採取面積	採取する土の数量	土採取の期間
鳥栖市山浦町字古野2921番8外	15195㎡	22260㎡	令和5年4月12日～令和10年3月31日
関係課等	届出に関する意見等		
都市計画課	・特記事項なし		
商工振興課	・特記事項なし		
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・転用される場合には農地法に基づく転用許可申請をお願いします。 ・土採取の際には、排水等周辺農地に影響が無いよう留意をお願いします。 		
農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・土採取の際には、土砂流出等周辺農地に影響のないよう留意をお願いします。 ・平成27年9月28日付けで森林法に基づく伐採の届出がなされています。新たに伐採を行う場合には、再度届出をお願いします。 		
教生涯学習委員会	・特記事項なし		
環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動規制法により規制の対象となる建設作業（特定建設作業）を伴う建設工事を施工する場合は期日までに当課へ届出を行って下さい。 		
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・土採取により、土砂災害を誘発しないよう採取をお願いします。 		
維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び公有水面への土砂等落下時には速やかに除去し、破損等の際は復旧してください。 ・道路及び公有水面に影響の出ないよう留意して下さい。 		